

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録(概要版)

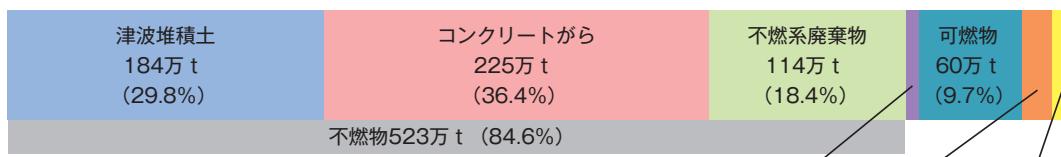
1 岩手県の処理の特徴は？ 【第1章、第2章、第3章、第5章】

- 県内内陸部での処理及び県外の自治体等での**広域処理**や**応援職員の派遣**、**国の調整**等、各方面から**多大な協力**を受けた。また、処理方法の企画提案等を基に、業者を選定して業務を委託するとともに、**学界、有識者等**から**多数の助言**をいただいた。これらの**産学官の緊密な連携**により、計画目標（平成26年3月）のとおり**災害廃棄物の処理**を3年間で終了できた。
- 県内の廃棄物処理施設を最大限に活用することを基本とし、県内での処理が困難なもの等については県外自治体等での処理（**広域処理**）を進めた。
- 平成26年3月末時点で処理を終了した（584万トン）が、平成26年4月以降、**復旧事業**の前倒しとして処理等を行った結果、県内一般廃棄物の14年間分に相当する**618万t**の災害廃棄物を処理した。
- セメント資源化や復興資材化等により**総量の88%**を再生利用した。
- 地元業者の活用や被災者の雇用を処理委託の要件とすることなどにより、**地域経済に配慮**した。

2 どのような災害廃棄物を処理したか？ 【第1章、第3章】

- 津波被害によるものが大部分で、沿岸全域から**塩分を含む多様な混合廃棄物**が膨大に発生した。種類別では、**不燃物が85%**（津波堆積土、コンクリートがら、不燃系廃棄物）と大部分を占めた。

種類別内訳（発生量618万t）



処理別内訳（処理量618万t）



図 災害廃棄物の種類及び処理別内訳

3 どのように処理したのか? 【第3章、第4章】

- 生活環境の保全上の支障となっていた災害廃棄物を被災現場から撤去し、仮置場で破碎・選別後、公共工事等で利用可能なものは復興資材として利用するとともに、その他はセメント原料・燃料への利用、焼却や埋立等の処理を行った。
- 災害廃棄物の量及び性状が過去に例の無いものであったことから、破碎・選別等の処理方法の企画提案等を基に、業者を選定し業務を委託した。

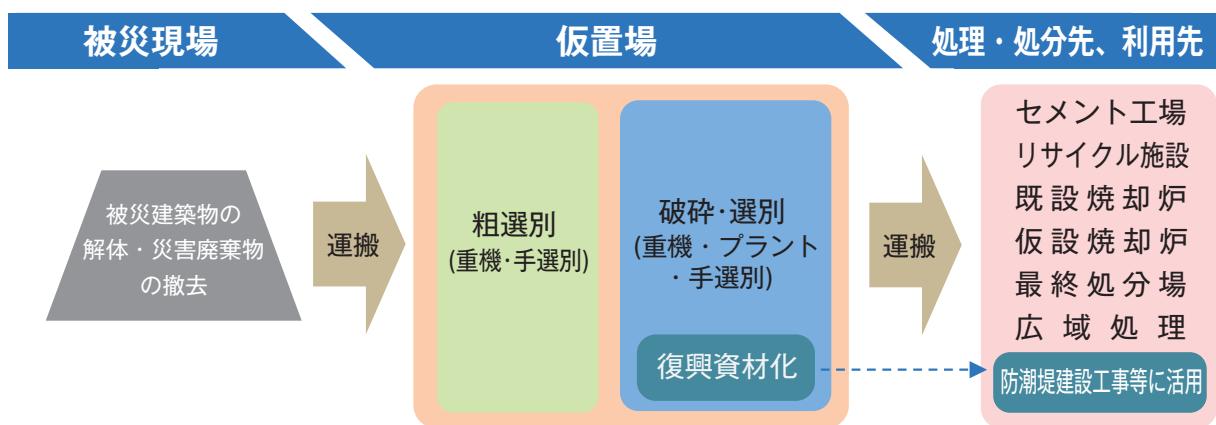


図 処理の流れ

- 本県内の**処理能力の不足**を補うため、国の調整等の下、**県外の自治体や民間施設**の協力により**広域処理**を実施した。

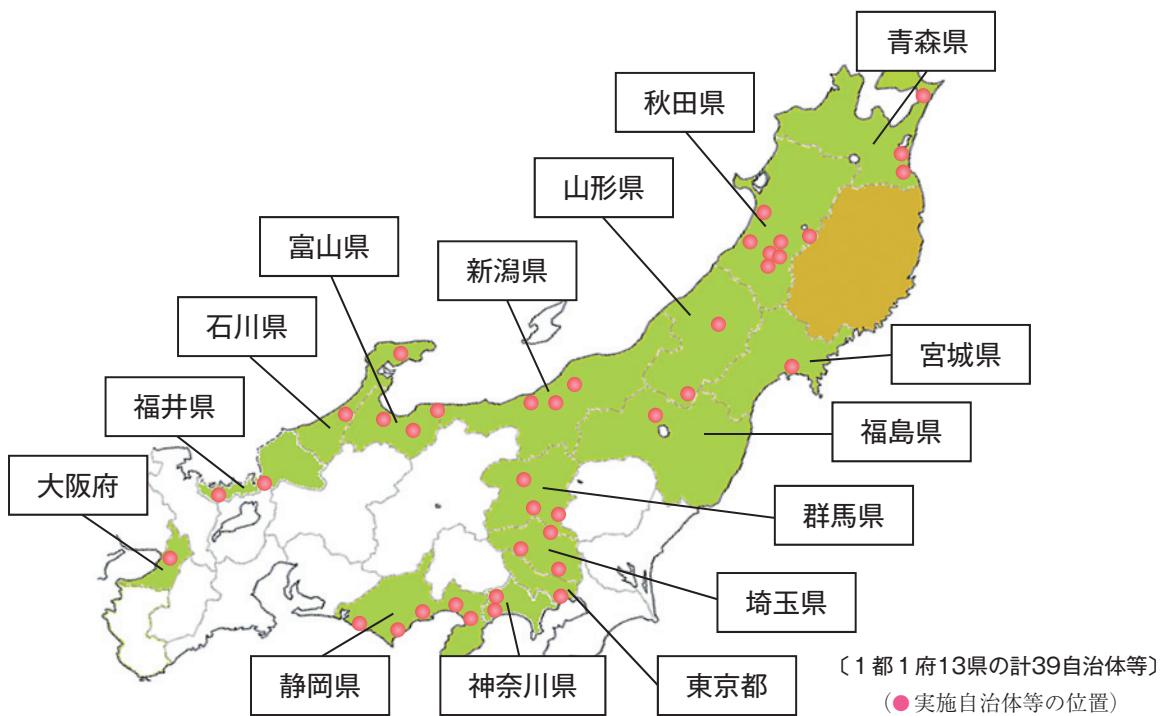


図 広域処理に御協力いただいた自治体等

4 処理にどれぐらいの期間を要したのか？【第3章、第5章】

- 平成 23 年 3 月から平成 26 年 3 月まで 3 年間を要した。
- 発災後 2 ~ 3 週間程度は、県及び被災市町村とも、遺体の埋葬や避難所への救援物資の手配など、多様な業務が発生し対応に苦慮した。
- 各市町村は発災直後から災害廃棄物の撤去、破碎・選別、処理等に着手した。
本県では平成 23 年 6 月に岩手県災害廃棄物処理実行計画、8 月に岩手県災害廃棄物処理詳細計画を策定するとともに、地方自治法に基づき被災市町村から県が事務委託を受け災害廃棄物の処理を行った。
- 平成 24 年 1 月頃から各地区の破碎・選別作業が本格化し、**計画目標の平成 26 年 3 月末までに災害廃棄物の処理が終了した。**

表 処理の経過

年 月	概 要	年 月	概 要
平成 23 年 4 月	沿岸部での焼却処理開始	平成 24 年 2 月	仮設焼却炉（釜石市）稼働
6 月	県が市町村からの事務委託を受託	3 月	仮設焼却炉（宮古市）稼働
7 月	県実行計画策定	5 月	災害廃棄物処理基金設置
8 月	内陸市町村での処理開始 破碎・選別業務開始	10 月	県詳細計画一次改訂
10 月	県詳細計画策定	平成 25 年 5 月	復興資材搬出開始
11 月	県内のセメント処理開始	平成 26 年 3 月	県詳細計画二次改訂
平成 24 年 1 月	広域処理開始 破碎・選別業務開始（県受託分）	6 月	処理終了
		9 月	破碎・選別施設解体・撤去完了（県受託分） 仮設焼却炉（宮古地区）解体・撤去完了

5 処理にどれぐらいの費用がかかったのか？【第2章、第3章】

- 処理費用は約 2,687 億円であり、実質的に国が全額負担した（平成 27 年 1 月末現在見込額）。

補助対象事業費総額 **2,687億円**
実質的に国負担100% (=市町村等負担0%)

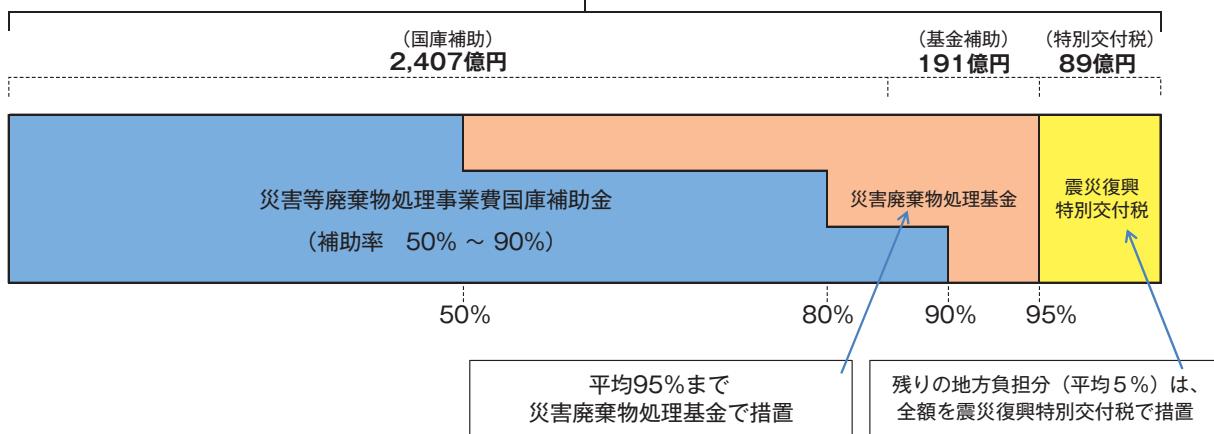


図 処理の費用及び財源

6 処理を通じて得た教訓は何か？【第6章】

- 今後起こりうる巨大災害により生じる災害廃棄物処理を発生量や性状に応じて迅速かつ適正に処理するため、以下を提案する。
 - ・東日本大震災津波クラスの大規模災害については、処理責任を国としたうえで、国、県、市町村が相互に連携しそれぞれの責任を果たせるような体制をあらかじめ整備しておく必要がある。
 - ・今回行われた災害廃棄物処理の特例措置を制度化し、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設のどちらでも処理できるようにする。
 - ・事務の執行体制など国を挙げた連携体制の整備と制度整備や発災直後の初動対応を含めた手順等の整備が必要である。
- 災害廃棄物処理を踏まえての平常時の廃棄物管理の実現に向け、以下を提案する。
 - ・技術開発と利用の安全性を担保する仕組みを設けるなど本格的なリサイクル推進の制度整備が必要である。